

松本城南・西外堀の整備方針の変更について

松本城南・西外堀復元事業用地（以下「事業用地」といいます。）で実施した土壌汚染調査の結果、自然由来と推測される「鉛及びその化合物」による土壌汚染が確認されたため、今後の整備方針を次のとおり変更することについてお知らせします。

●問い合わせ 松本城管理事務所（☎32-2902 ㊚32-2904）

◆経過

- 昭和51年度 「松本城中央公園整備計画」を策定
- 平成11年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定
- 19年度 上記計画に基づき、南・西外堀の復元を事業化
- 24年度 事業用地の範囲について史跡松本城への追加指定に着手
- 25年度 事業用地の取得に着手
松本城内堀の堆積物除去工事に先立つ調査の結果、堀の堆積物から基準値を超えるヒ素を検出
- 26年度 事業用地内の土壌汚染調査（地歴調査）を実施し、内堀同様の堀であることから、自然由来の土壌汚染が存在する可能性がある土地とされる
- 29年度 事業用地内の25地点で土壌汚染調査（土壌調査）を実施し、うち9地点で基準値を超える自然由来と推測される「鉛及びその化合物」による土壌汚染が判明
事業用地周辺の飲用井戸の水質検査を実施し、「鉛及びその化合物」が基準値未満であることを確認

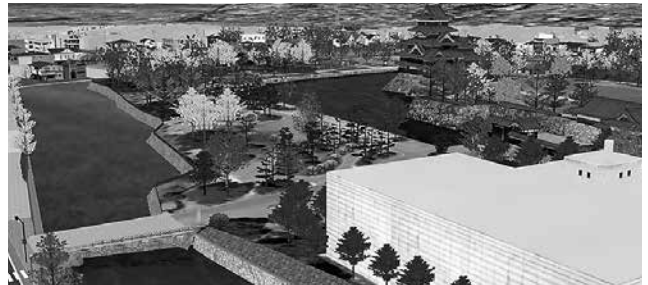
◆事業方針の見直し

事業用地の掘削を伴う整備を行う場合には、汚染土壌の搬出や運搬・処理に当たり、土壌汚染対策法に基づく対応が必要となる等、さまざまな課題があります。そこで、現段階での最善の策として、汚染土壌の処分を要しない事業に変更することとしました。将来的な堀の復元は目指しつつも、当面は堀の範囲を平面で表示する「平面整備」とします。

しかしながら、当初の事業目的である、「史跡の保全」、「景観の整備」および「危機管理環境の向上」については、達成できる見込みです。

◆今後の進め方

事業用地は史跡松本城に指定されていることから、史跡の保存と活用を図るため、事業用地の取得に引き続き取り組みます。また、文化庁と相談しながら平面整備の具体的な内容を検討し、西側市道部分を含めた整備事業を継続します。



▲イメージ図 芝を張った場合

市議会

第2回臨時会から

市議会第2回臨時会が7月18日に開かれ、市長提案3件について審議されました。内容は、松本市四賀運動広場の建設工事に関係する請負契約の議決更正2件、建物収去土地明渡等請求控訴事件の和解1件で、いずれも原案どおり可決されました。

市議会9月定例会のお知らせ（予定）

市議会9月定例会は、次の日程で開催される予定です。ぜひ傍聴にお越しくください。※日程は変更になる場合があります。

| 月日 | 時間 | 日程 | 会場 |
|--|-----------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 9月3日(月) | 午後1時～ | 議会開会 市長の提案説明等 | 議場 (東庁舎3階) |
| 10日(月) 11日(火) 12日(水) | 午前10時～ 午後5時頃 | 本会議 一般質問 | 議場 (東庁舎3階) |
| 13日(木) 14日(金) 18日(火) 19日(水) 20日(木) | 午前10時～ | 委員会審査等 | 委員会室および議員 協議会室 (東庁舎3・4階) |
| 21日(金) | 午後1時～ | 本会議 委員長審査報告、 質疑、討論、採決、 閉会 | 議場 (東庁舎3階) |

●問い合わせ 議会事務局（東3 ☎34-3210 ㊚34-9811）